

制定 2023 年 6 月 12 日

第三者委員会

第三者委員会基本方針 (2024 年度～2026 年度)

(目的)

第 1 条 この基本方針は、不法投棄される特定家庭用機器廃棄物の量を大幅に削減するための事業を実施する市町村等（市町村、特別区又は廃棄物の収集を業務として扱う地方公共団体の組合をいう。以下同じ。）及び離島地域において排出等される特定家庭用機器廃棄物の当該地域から指定引取場所（指定法人の引き取る場所を含む。以下同じ。）までの輸送を効率化するための事業を実施する市町村等に対して、一般財団法人家電製品協会（以下「協会」という。）が 2024 年度～2026 年度に行う協力について、基本となる事項を定めることにより、当該協力を総合的かつ計画的に推進し、もって特定家庭用機器再商品化法の下での特定家庭用機器廃棄物の適正な処理の推進に寄与することを目的とする。

(公募)

第 2 条 協会は、2024 年度～2026 年度の事業年度に協会が行う不法投棄未然防止事業協力（第 8 条第 1 項第 3 号の規定により協会が行う協力をいう。以下同じ。）又は離島対策事業協力（第 8 条第 2 項第 3 号の規定により協会が行う協力をいう。以下同じ。）の対象となる次に規定する計画を、当該事業年度の前年度に公募する。

- ① 不法投棄未然防止事業協力については、市町村等がその区域の全部又は一部の地域において不法投棄される特定家庭用機器廃棄物の量を大幅に削減することを目的として、特定家庭用機器廃棄物の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された特定家庭用機器廃棄物を回収し、製造業者等（当該特定家庭用機器廃棄物に係る製造業者等が存しないとき、又は当該特定家庭用機器廃棄物に係る製造業者等を確認することができないときは、指定法人）へ引き渡す事業の体制構築とその定着を図る計画。ただし、国や都道府県等から補助金等を受けていないものに限る。
- ② 離島対策事業協力については、市町村等が当該市町村等に係る離島地域において排出等される特定家庭用機器廃棄物を当該地域から指定引取場所まで輸送するために要する費用を低減することを目的として、効率的な手段を採用して当該輸送を行う等の事業を実施しようとしている計画。ただし、国や都道府県等から補助金等を受けていないものに限る。

③不法投棄未然防止事業協力については、市町村等が過去からの実施年度で最大 6 回（6 か年）以内とする。

なお、市町村等が合併した場合、第 1 条に定める地方公共団体の組合の場合、第 6 条に定める共同実施はそれを構成する市町村等の全てが、公募年度までに過去からの本協力の実施年度が最大 6 回（6 か年）以内であること。

2 前項に規定する公募は、必要な事項を協会のホームページに掲載する方法によりこれを行う。

（応募）

第 3 条 前条第 1 項に規定する公募に応募しようとする市町村等は、この基本方針及び次の各号に規定する場合に応じ、それぞれ当該各号に定める要項に定めるところ並びに前条第 2 項の規定によりホームページに掲載されたところに従い、応募するものとする。

① 前条第 1 項第 1 号に規定する計画について応募しようとする市町村等の場合、本委員会が別に定める不法投棄未然防止事業協力実施要項（以下「不法投棄未然防止要項」という。）

② 前条第 1 項第 2 号に規定する計画について応募しようとする市町村等の場合、本委員会が別に定める離島対策事業協力実施要項（以下「離島対策要項」という。）

（協力の内定等）

第 4 条 市町村等が第 2 条第 1 項第 1 号に規定する計画に関し前条の規定により応募した際に協会に提出した書類（以下「不法投棄未然防止事業協力応募申請書」という。）に当該計画を実施する地域として記載されたもの（以下この条において「特定地域」という。）について、本委員会は、当該計画の合理的かつ円滑な遂行のために必要があると認めるときは当該地域（以下「分割等前特定地域」という。）の分割又は他の特定地域の全部又は一部との統合を行うことができる。

2 本委員会が前項の規定により分割等を行った場合、協会は、当該分割等後の特定地域（以下「分割等後特定地域」という。）として本委員会が定めたものに係る市町村等に、分割等後特定地域についての第 2 条第 1 項第 1 号に規定する計画に係る不法投棄未然防止事業協力応募申請書の提出を、提出期限を定めて求めるものとする。

3 本委員会は、市町村等が提出した不法投棄未然防止事業協力応募申請書（分割等前特定地域に係る不法投棄未然防止事業協力応募申請書を除く。）及び市町村等が前項の規定により定められた提出期限以前に同項の規定により提出した分割等後特定地域に係る不法投棄未然防止事業協力応募申請書の内容等が不法投棄未然防止要項に定められた内定の条件をすべて満たしていると認めたときは、当該不法投棄未然防止事業協力応募申請書によ

り応募された案件について協力を内定する。この内定された案件を以下「不法投棄未然防止内定案件」という。本委員会は、当該内定に本委員会が必要と認める条件（次項に規定する協力の条件を除く。）を付することができるものとする。

4 本委員会は、不法投棄未然防止内定案件について協力を要する費用の見込み額として本委員会が算定した額が、当該協力をを行う事業年度における不法投棄未然防止事業協力のための予算として第 12 条の規定により配分された額の範囲内となるように、当該事業年度の不法投棄未然防止内定案件ごとの協力の条件を決定するものとする。

5 本委員会は、市町村等が第 2 条第 1 項第 2 号に規定する計画に関し前条の規定により応募した際に協会に提出した書類（以下「離島対策事業協力応募申請書」という。）の内容等が離島対策要項に定められた内定の条件を満たしていると認めたときは、当該離島対策事業協力応募申請書により応募された案件について協力を内定する。この内定された案件を以下「離島対策内定案件」という。本委員会は、当該内定に本委員会が必要と認める条件（次項に規定する助成単価を除く。）を付することができるものとする。

6 本委員会は、離島対策内定案件について協力を要する費用の見込み額として本委員会が算定した額が、当該協力をを行う事業年度における離島対策事業協力のための予算として第 12 条の規定により配分された額の範囲内となるように、当該事業年度の助成単価（特定の離島対策内定案件に係る特定家庭用機器廃棄物 1 台を当該案件に係る離島地域から指定引取場所まで輸送した場合に予定される第 8 条第 2 項第 3 号に規定する助成金の単価をいう。以下同じ。）を決定するものとする。

（事業協力内容の確認・決定等）

第 5 条 協会は、不法投棄未然防止内定案件に係る市町村等に協力の対象となる事業、前条第 3 項の規定により付された条件及び同条第 4 項の規定により決定された協力の条件を内定通知書及び手引にて通知するとともに、当該通知した内容について当該通知に係る市町村等と協議をする。なお、当該協議に当たっては、協力の手続面の詳細も手引を参照し併せ協議する。これらの協議の結果、協会と当該市町村等が合意した場合、当該市町村等より事業協力確認書の提出をもって合意した内容を決定する。この確認書を以下「不法投棄未然防止確認書」という。当該確認書を協会が受取ることによって当該協力が本決定され、協会は当該案件に限り、第 8 条第 1 項第 3 号に規定する協力をを行うものとする。

2 協会又は不法投棄未然防止確認書に係る市町村等は、不法投棄未然防止要項に定めるところにより、相手方の同意を得て当該内定通知書にある事業内容を変更できるものとする。当該変更が本委員会の定めた重要事項に該当する場合、本委員会の当該変更を承認する議決を得た後でなければ、協会及び当該市町村等は、当該変更を行ってはならない。

3 協会は、離島対策内定案件に係る市町村等に協力の対象となる事業、前条第 5 項の規定

により付された条件及び同条第 6 項の規定により決定された助成単価を内定通知書及び手引にて通知するとともに、当該通知した内容について当該通知に係る市町村等と協議をする。なお、当該協議に当たっては、協力の手続面の詳細も手引を参照し併せ協議する。これらの協議の結果、協会と当該市町村等が合意した場合、当該市町村等より事業協力確認書の提出をもって合意した内容を決定する。この確認書を以下「離島対策確認書」という。当該確認書を協会が受取ることによって当該協力が本決定され、協会は当該案件に限り、第 8 条第 2 項第 3 号に規定する協力を行うものとする。

- 4 協会又は離島対策確認書に係る市町村等は、離島対策要項に定めるところにより、相手方の同意を得て当該内定通知書にある事業内容を変更できるものとする。当該変更が本委員会の定めた重要事項に該当する場合、本委員会の当該変更を承認する議決を得た後でなければ、協会及び当該市町村等は、当該変更を行ってはならない。

（共同実施）

第 6 条 複数の市町村等が共同して一の不法投棄未然防止事業の計画を行い、内定通知書及び手引を得て不法投棄未然防止確認書を提出することができる。この場合、当該確認書に係る市町村等に帰属するこの基本方針、不法投棄未然防止要項及び当該確認書に基づく全ての責務は当該市町村等の全てに帰属し、当該市町村等は連帯してこれを負うものとする。

- 2 一の市町村等が当該市町村等を含む複数の市町村等を代表して一の不法投棄未然防止事業の計画を行い、内定通知書及び手引を得て不法投棄未然防止確認書を提出することができる。この場合、この基本方針、不法投棄未然防止要項及び当該確認書に係る全ての市町村等に帰属する責務の全ては当該確認書を提出した市町村等に帰属するものとする。

- 3 複数の市町村等が共同して一の離島対策事業の計画を行い、内定通知書及び手引を得て離島対策確認書を提出することができる。この場合、当該確認書に係る市町村等に帰属するこの基本方針、離島対策要項及び当該確認書に基づく全ての責務は当該市町村等の全てに帰属し、当該市町村等は連帯してこれを負うものとする。

- 4 一の市町村等が当該市町村等を含む複数の市町村等を代表して一の離島対策事業の計画を行い、内定通知書及び手引を得て離島対策確認書を提出することができる。この場合、この基本方針、離島対策要項及び当該確認書に係る全ての市町村等に帰属する責務の全ては当該確認書を提出した市町村等に帰属するものとする。

（市町村等が実施する事業）

第 7 条 第 5 条第 1 項の規定により協会に不法投棄未然防止確認書を提出した市町村等は、この基本方針、不法投棄未然防止要項、当該内定通知書及び手引の定めるところに従い、当該市町村等の事業として定められたものを実施するものとする。

- 2 第5条第3項の規定により協会に離島対策確認書を提出した市町村等は、この基本方針、離島対策要項、当該内定通知書及び手引の定めるところに従い、当該市町村等の事業として定められたものを実施するものとする。

（市町村等に対する協力）

第8条 協会は、不法投棄される特定家庭用機器廃棄物の量を大幅に削減するための事業を実施する、又は実施しようとしている市町村等に対し、次に規定する協力を行う。

- ① 不法投棄される特定家庭用機器廃棄物の量を大幅に削減した事業の実例等の紹介その他の必要な情報の提供
 - ② 不法投棄される特定家庭用機器廃棄物の量を削減することを目的とした事業の立案に対する助言
 - ③ 不法投棄未然防止確認書に係る市町村等に対する、この基本方針、不法投棄未然防止要項、当該内定通知書及び手引に基づく助成金の交付
- 2 協会は、離島地域において排出等される特定家庭用機器廃棄物の当該地域から指定引取場所までの輸送を効率化するための事業を実施する、又は実施しようとしている市町村等に対し、次に規定する協力を行う。
- ① 離島地域において排出等される特定家庭用機器廃棄物の当該地域から指定引取場所までの輸送を効率化した事業の実例等の紹介その他の必要な情報の提供
 - ② 離島地域において排出等される特定家庭用機器廃棄物の当該地域から指定引取場所までの輸送を効率化するための事業の立案に対する助言
 - ③ 離島対策確認書に係る市町村等に対する、この基本方針、離島対策要項、当該内定通知書及び手引に基づく助成金の交付

（報告書の提出）

第9条 不法投棄未然防止確認書に係る市町村等は、不法投棄未然防止要項及び当該確認書に基づく実績報告書を、当該要項及び当該手引の定めるところに従い、協会に提出しなければならない。

- 2 離島対策確認書に係る市町村等は、離島対策要項及び当該確認書に基づく実績報告書を、当該要項及び当該手引の定めるところに従い、協会に提出しなければならない。

（評価の実施）

第10条 本委員会は、不法投棄未然防止確認書に係る市町村等が当該内定通知書及び手引に基づき実施した事業の成果等について、不法投棄未然防止要項及び当該手引に定めるところに従い、当該事業の期間中又は期間終了後に評価を行うものとする。

2 本委員会は、離島対策確認書に係る市町村等が当該内定通知書及び手引に基づき実施した事業の成果等について、離島対策要項及び当該手引に定めるところに従い、当該事業の期間中又は期間終了後に評価を行うものとする。

（公表）

第 11 条 本委員会は、次の各号に規定する事項を、原則として公表するものとする。ただし、個人情報及び企業等の秘密に属するものについてはその例外とすることができる。

- ① 不法投棄未然防止確認書に係る市町村等が実施した当該内定通知書及び手引に定める事業の内容、成果等
- ② 離島対策確認書に係る市町村等が実施した当該内定通知書及び手引に定める事業の内容、成果等
- ③ 不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の結果
- ④ 前各号に規定する事項に関する本委員会の評価

2 不法投棄未然防止確認書、離島対策確認書を協会に提出した市町村等は、前項に規定する公表に協力しなければならない。

（予算配分）

第 12 条 本委員会は、不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の2つの協力のための各事業年度の予算として協会が定めた額のそれぞれの協力に対する配分額を、各事業年度における応募の状況その他の事由を勘案して決定する。

（事務局）

第 13 条 この基本方針に基づく事務は、協会内に設置される事業協力室がこれを執り行う。